

第1回 原子力艦の原子力災害対策マニュアル検証に係る作業委員会
議事要旨

1. 日時 平成27年11月6日(金) 13:00~14:30
 2. 場所 中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室
 3. 出席者
(委員) 遠藤委員、下吉委員、本間委員、丸山委員、横山委員、
内閣官房(事態対処・危機管理担当)、内閣府(防災担当、原子力防災
担当)、警察庁、総務省消防庁、外務省、海上保安庁、原子力規制庁、
防衛省(地方協力局、統合幕僚監部)
(内閣府防災担当) 河野大臣、加藤政策統括官、緒方審議官
(事務局) 荻澤参事官、小松企画官
 4. 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの検証について
 - (3) その他
 5. 配布資料等
 - 資料1 委員名簿
 - 資料2 原子力艦の原子力災害対策マニュアル検証に係る作業委員会運営要領
 - 資料3 原子力艦の原子力災害対策マニュアル(概要)
 - 資料4 検証すべき論点(案)原子力規制庁配布資料
 - 参考資料1 原子力艦の原子力災害対策マニュアル(平成16年8月)
 - 参考資料2 原子力艦の原子力災害対策に係る技術的検討に関する調査報告書
(平成15年3月)
 - 参考資料3 米国の原子力軍艦の安全性に関するファクト・シート
(平成18年11月)
 - 参考資料4 原子力災害対策指針(平成24年10月策定、平成27年8月全部改正)
 6. 議事概要
 - (1) 開会
 - (2) 委員紹介
 - (3) 河野大臣挨拶
- 河野防災担当大臣 今日はお忙しいところ、御参集をいただきありがとうございます。防災担当大臣の担当は、普通は自然災害であり、台風、地震、火山といったものを担当し、原子力防災は、本来なら丸川環境大臣が原子力防災担当大臣というこ

とで御担当されている。ところが、丸川大臣の御担当は事業用の原子炉ということで、このアメリカ海軍の原子力船の原子炉はこちらで担当しろということで、私が担当することになった。

もともと、事業用の原子炉のいろいろなルールを基に、原子力艦が入ってきたときにどうするかという基準値その他を決めたわけだが、福島事故の後、原子炉の方は大分基準を見直した。ところが、原子力艦の方は見直しが行われないうまま今日に至っており、緊急事態の判断基準にしる通報基準にしる、昔のままになっている。

結果として、緊急事態の判断基準、事業用の原子炉は毎時5 μ Svが検出されればというところが、原子力艦の場合には毎時100 μ Svということで、20倍の開きがある。これはどう論理的に考えてもおかしなことなので、あわせて5 μ Svに下げさせていたただきたいと思っている。今日は皆様の御意見を伺って、専門的な見地から御異議がなければ、速やかにここに関しては改定をさせていただきたい。

そのほか、避難の範囲等も議論になるわけだが、そうしたことについては皆様の専門的な見地からしっかりと御議論を賜りたいと思っている。

だんだん、年も押し詰まってきて、いろいろお忙しい中ではあるが、しっかりとこの作業部会をやってまいりたい。よろしく願いたい。

(4) 運営要領説明

- 事務局から、作業委員会の運営要領（資料2）について説明した。

(5) 議題（原子力艦の原子力災害対策マニュアルの検証について）

- 事務局から、マニュアル概要（資料3）及び検証すべき論点（案）（資料4）について説明した。また、原子力規制庁から、配布資料に基づき説明した後、議論を行った。

（主な意見等）

- 座長（内閣府大臣官房審議官（防災担当）） 事務局から説明のあったとおり、マニュアルの通報基準・緊急事態の判断基準について、原災法施行令の数値に合わせて引き下げていくことについて、各委員からご意見をいただきたい。
- 委員 意見を申し上げる前に、モニタリングについて二、三お聞きしたい。こういう値を議論すると、とにかく安全側という措置をとりやすいところがあるが、防災においては必ずしも低いレベルを設定することがリスクを回避することにはつながらない、つまり着目する集団の最もセンシティブティが高いような人をおろそかにする可能性がある。今、実績についてお話しいただき、0.1 μ Sv/hという警報値を超える事例が昨年度はないということだが、幾つかこういう正確な測定値を得るためには、瞬時的に高い状態が生ずる可能性、あるいは機器の誤作動などいろいろな要因があり、そのために現にある判断基準も1地点で10分以上、あるレベルを超える、あるいは2地点でという附帯条項がついているわけだが、これまでそういう5 μ

Sv/hとか $1 \mu\text{Sv/h}$ とか、そういうレベルを超えるようなことはなく、東日本大震災の $0.2 \mu\text{Sv/h}$ がこれまでの実績で最高だと了解してよろしいか。

それから、モニタリングポストの位置について、原潜あるいは空母が寄港したときに、寄港する位置から最も近い場所はどのぐらいの距離なのかを教えてください。

○規制庁 1点目のこれまでの最高値については、先ほど紹介した $0.2 \mu\text{Sv/h}$ というのが最高。雨が降ったときでも大体 80nGy/h ということで、 $0.08 \mu\text{Sv/h}$ ぐらいにおさまっているという状況。また、モニタリングポストについては、米軍の基地の中にも設置されており、横須賀だと、原子力艦が停泊しているバースのすぐそばに設置されている。

○委員 よくわかった。今回の御提案の、災害対策指針と同じレベルにするというのは、先ほど大臣の方からもあったように、対象が違って同じレベルをとるのは基本的な原則だと思う。

特に、前に $100 \mu\text{Sv/h}$ を議論したときに、これは原災法ができたときに、10条事象がレベルで言えば $5 \mu\text{Sv/h}$ 、それから15条事象が $500 \mu\text{Sv/h}$ というところで、原潜はなぜ5分の1の $100 \mu\text{Sv/h}$ という値をとったかということ、そもそもが事業所の場合に敷地境界でそういうレベルを測定するというのは、もう放射性物質が出た後の話であり、10条、15条事象とも、その前にいろいろなプラントの事象が判断基準の中にある。ところが原潜の場合はそういうプラントの判断事象がわからない。迅速に米側からそれがもたらされる以外にはあり得ない。そういう不確かさの要因が非常に大きいわけで、そういう意味でより安全側に低いレベルをとったという経緯がある。

もう一つ、新しい災害対策指針におけるEALという概念と、この原潜における判断基準は本来的にちょっと性格が違う。今は非常に似ているのだが、原災法ができて、その後この災害応急対策を原潜に対して議論したときとは、大きな性格の違いがある。

1つは、15条事象ないし10条事象というものは、ある種のアクションをとるのだが、災害対策指針の初めにも書いてあるが、EALは緊急事態区分を判断するものである。ところがこの原潜の場合には、先ほど事務局から説明があったように、住民に対するアクションを即座にとるということで、いわばEALで緊急事態の区分を決めるという性格以上に、いわゆるOILという、今、新しい災害対策指針の中のオペレーショナルなインターベンションレベル、住民にある種の防護対策の措置をとるという性格に似ている判断基準と言うことができると思う。そういう意味では、大臣がおっしゃったように、何がソースであれ、アクションをとるという意味でOIL的な側面があるので、発災が何であろうとも、同じレベルをとるというスタンスというものは非常に理にかなっていると思う。

今の災害対策指針自身は、原発に対しても、むしろ、この外に出て測られる量より前に、プラントの事象でアクションをとるので、そういう意味で少なくとも中の判断ができない状態で、原潜あるいは空母に対してこういう $5 \mu\text{Sv/h}$ という判断を

するのは、私は妥当ではないかと思う。

- 委員 平成14年にこの検討を行ったときの議論では、何らかの事故が発生した場合に、外国政府の方から適切な通報、連絡はあるだろう、これを疑うものではないとしながらも、やはり日本側で、向こうの外国政府が何と言おうが、自分たちで判断できる基準がほしいので、それを検討してほしい。どの範囲でこういった対策をするか。それが当時の内閣府からの要請だった。

この判断基準に関して、当時、原子力施設に関しては $500\mu\text{Sv/h}$ であり、ただ、日本の原災法でいうところの事業者という概念がこの場合は適用できない。そういったもどかしさがあり、それで少し、やはり余裕が必要ではないだろうかという観点で $100\mu\text{Sv/h}$ という数字が出ている。特に5分の1にしようといったことを議論したわけではなく、 $100\mu\text{Sv/h}$ にした後、それで適切な避難ができるのかどうか。避難なり防護対策の実施が可能なのかどうか。必ずしも、外国政府からの情報提供がなくても、自分たちの判断でできる時間的余裕があるだろうか。そういう観点で議論したのを覚えている。

今回の $5\mu\text{Sv/h}$ に関して、福島事故について、原子炉事故とその周辺でのモニタリング結果などとの関係でいろいろわかってきており、新たな知見はあり、規制委員会でのいろいろな貴重な御意見もあって、 $100\mu\text{Sv/h}$ から $5\mu\text{Sv/h}$ にすることによって、より時間的な防護対策を実施・着手する上での時間的余裕はより確保できるであろう。そういった観点で、必ずしも不合理な変更ではないと考える。

先ほど大臣の御発言にもあったとおり、日本全国として原子力災害というものに対する共通の認識を持つという観点では、原子力施設と同じ判断基準でよろしいのではないかと考えている。

- 委員 2点述べたい。1点目は、皆さんおっしゃっている点だが、新規制と少なくとも同等の基準を設ける。これはこれからいろいろな議論をするにしても、その大前提として合理的な判断であると思う。

2番目だが、今、規制庁からの説明にもあったが、事態が線量で $5\mu\text{Sv/h}$ というのはあるにしろ、その原因というものは多々考えられる。私はやはり炉心が損傷している状況にあるのか、そうではないのかということをも可能な限り早く見極めることが重要であると思う。線量も大事だが、炉心のステータスがどうなっているのかということを見るのが極めて大事だと思う。

そういう手段がないのかというと、実は福島事故のときに私は保安院にいて、そこでいろいろ分析をすると、炉心の中から、その炉心が溶けていなければ出てこないようなものがちゃんと識別できるということを実際把握したという経験がある。そういう意味でも、がん治療などで人体の中に埋め込んでいるような核種と、炉心が壊れたときに出てくるものとは違うので、そういういわゆる核種分析を可能な限り早期に行うこともあわせ実行することが、判断基準のバックグラウンドとして大事ではないかと思う。

- 委員 私も、原子力発電所と原子力艦で基準を変えるということに対しては合理的

な理由は全く見つからない。当然、公衆の健康影響ということが目的なので、当然同じ基準になるのであろうと思う。

1つ聞きたいのは、要するに十分な時間的余裕をとりたいというのは、事故の進展、早さの問題であると思う。その事故の進展の早さというものが、原子力艦の場合には、我々が全く情報を持っていないので、どれくらいの早さで進展するかというのがわからない。少なくとも100%の出力で運転していないという情報があって、通常15%とか、それくらいの出力レベルであろう。ということは、崩壊熱自体も実際の原子炉に比べると低いはずで、そうすると、事故進展に関しても通常、原子力発電所よりも著しく早く進展することはないだろうといった考察が、時間的余裕を見るのであれば必要だと思う。

○座長 その進展の具合について、事務局で何か把握しているものはあるか。

○事務局 参考資料3に、米国から提供された公式文書であるファクト・シートというものがあるが、これが米国側から平成18年に提供されている。特に原子炉を戦闘に使う空母で駆動しているということで、原子力発電所以上に防護壁が4重になっているということが記載されている。そういうことを考えると、放射性物質の放出というものは急激になされるものではなくて、この4重の壁を順次漏れていくというプロセスを経て漏れていくので、突然、事故が急速に進展するというわけではないという説明を受けている。

○委員 事業用発電所の原子力災害対策において、安定ヨウ素剤でまずは甲状腺を守るといった考え方をやってきた。そこでの考え方と言うと、この原子力艦から出る放射線・放射能がアイソトープの種類としては、特にヨウ素131という物質が主体かどうかである。とするならば同じ考え方に立って、今回、原災法施行令の変わった数字に合わせていくほうが整合性があるし、住民の方に関する説明に関してもスムーズかなと思う。

○事務局 事務局から補足する。先ほどの参考資料3の9ページをごらんいただきたい。8ページから、放射能放出の可能性ということで米側が説明しているものがある。9ページの真ん中ほどから、実際にどのような放出の可能性があるのかということだが、真ん中の「第二に」というパラグラフで、艦船から放射線が放出される過程について、爆発のような短時間に起こる出来事ではない、4重の防護壁を通過するには長い時間を要する、また第三に、4重の防護壁を通過するには長い時間を要するため云々という形で説明をされている。

○座長 各委員からの御意見をいただいたが、各省庁の委員から御意見等はないか。

○事務局 先ほど委員からあった、放射性物質の放出を感知して、核種というものは技術的にはわかるものなのか。

○規制庁 御指摘の点については、先ほど紹介した警報値のレベルを超えるとモニタリングポストのデータでも高くなった核種が確認できるとともに、水の場合、すぐモニタリングポストの横に設置しているポンプから水を吸い上げて、核種分析をすることにしている。そういった形で、警報値を超えた要因が何の核種によるものか

というのを把握できるモニタリング体制を敷いている。

- 座長 各委員からの意見も結論としてはほぼ一致したというふうに思う。論点1に関しては、通報基準、緊急事態の判断基準ともに、原災法施行令の数値に合わせて引き下げていくことについて特段の異論はないということで、事務局においては、直ちにマニュアル改訂の手続を進めていただきたい。また各省の皆様には中央防災会議主事会議の開催について、よろしくお願ひしたい。
- 委員 レベルについてはそれで結構だと思うが、この資料3で現行のマニュアルの活動事項のところを拝見すると、いわゆる災害応急対策の実施というところに「①外国政府に対する情報提供等の要請」という事項がある。これは、具体的には今の緊急事態発生の判断基準をもって、米軍に情報提供を依頼する、要請するというプロセスが現行のマニュアルにあるというふうに考えてよろしいか。
- 事務局 説明が舌足らずだったが、資料3の1ページ目の①～④という形で、①～③は通報がそれぞれの機関、外務省、地方防衛局、自治体の方に入る、もしくは④の通報基準に達する、そういう段階で情報収集の情報提供要請を始めるということである。
- 委員 ということは、いわゆる警戒体制、要するに1段階低い、つまりこれで言う通報基準に相当するようなレベルで、もう米軍には外務省を通じてそういう情報提供を要請するというふうに考えてよいか。
- 事務局 はい。
- 委員 わかりました。
- 座長 それでは、資料4に戻り、論点2以下について事務局から願ひする。
- 事務局 (資料4の2点目、3点目について説明)
- 座長 以上、事務局から検証すべき論点として考えられるものを挙げてもらったが、本日は第1回目の委員会であり、これ以外の点も含め、専門のお立場から御自由に論点等について御発言いただければと思う。
- 委員 論点になるかどうかわからないが、原子力規制委員会で、確か初動対応マニュアルみたいなものをつくって、その中に警戒事態というところに地震とか津波警報とか、そういうものも入っている。これは原子力船なので海の上だが、停泊中は原子炉をとめて地上から電気を供給しているということなので、そういう巨大な地震とかそういうものも警戒体制、要するに通報とモニタリングだけではなくて、そういうものも取り入れる必要はないのかということがある。
- 事務局 原子力艦の原子力災害に関してというよりも、幅広くというふうに理解すればよろしいか。
- 委員 いや、ちょっと細かくなってしまうかもしれないが、原子力艦は泊まっても原子炉を冷却している。そのための電源をどこからとってくるかわからないが、ファクト・シートなどを見ると、停泊中は地上からの電気を使っているのだということが書いてあったので、福島で言えば外電喪失みたいなことが地震等で生じる可能性があるのかなと思ひ、そういう地震みたいなものを通報とモニタリングに加え

て警戒事態に含めるべきなのか、そんなことまでやる必要はないのか、そういう論点もあるのかなと。

○内閣府（原防） 確かに我々の方の初動対応マニュアルで、商業炉等の立地の自治体で震度6とかがあったら、警戒事態ということで、原発に異常がないか情報を得て、問題ないということを確認している。横須賀などで停泊している原子力艦のところで、そういう地震等があった場合に確認する手順は入れた方がいいのではないかという御意見かと思う。原子力艦が停泊中に、外部から電源をとって原子炉を冷却しているのかどうか、あるいは非常用電源が米軍基地にあるのかもしれないので、そういうコマーシャル電源とは違って、自分たちで供給できるバックアップ電源とか、発電所でもバックアップ電源というものを入れているが、そういうものがあるか確認すれば、それで議論が進むのではないかと思う。まずその事実関係をわかる範囲で調べてからだと思う。

○委員 もちろん、外部電源だけではなくて当然、船にもディーゼル発電機が多分ついているだろうし、それ以外にもバックアップ電源というものがあるのだとは思っているが、そういうところを確認しておいた方がいいのかなと思った次第である。

○座長 事実関係等々も含めて確認をし、そういったことを盛り込む必要があるのかどうかも含めて検討させていただく。

○委員 この論点の2番目の「原子力艦についても通報主体を明確化すべきではないか」というのが、よくわからないのだが、通報主体というものは要するに米軍そのものということか。

○事務局 はい。

○委員 それは当然なわけだが、マニュアル上、例えば原発の場合には事業者の通報様式というものがある。福島の時には運用で15条の通報様式というものがあつたようだが、ただ要請するというよりは、何か異常を外側で検知した場合に、米軍にこちら側から聞く様式みたいなものはきちんと考えておくべきと思う。

○座長 論点2に関連して、あわせて検討していくべき事項であると思う。

○委員 より早期に異常事態を検出する。そういったための措置ということで、多分2番にかかわってくるのだと思う。

私が申し上げたいのは、原子力艦の今の原子炉の設計情報とか、あるいは先ほど話があつた4重になっているという、いわゆる格納施設の構造とか、そういうものは基本的にはよくわかっていないという状況にある。ましてや炉心は、通常の商業炉の酸化物燃料ではないかもしれない。メタリック燃料かもしれない。そういういろいろな議論があつて、わからない情報があつてもなおかつ、やはりあるレベルを決めなければいけない。そういう部分が非常に難しい点だと思う。そうではあるのだが、やはり安全上の裕度というものは合理的に皆さん確認しておくことが必要だと思う。

具体的には、例えばどのくらいのヨウ素の炉心内蓄積量、インベントリーを想定したのかとか、なかなかわからない情報ではあるが、そういう想定、設定の妥当性

というものをこれから議論いただくことが重要なのではないかと思う。

○座長 ここに示している論点の中では、特に3の関係などが関連してくるお話か。

○委員 はい。

○委員 14年度の検討をした際に、正直に言って、なかなか内閣府からの説明の中でも十分な情報の提供がない場合にどうするという観点で、このレベルも含めて、判断基準を含めて範囲を検討したというのが本音である。

その場合、どこまで外務省を通じて情報が得られるのか。多分、外国政府からは明確な回答はなかなか難しいと思うが、向こうの通報様式や通報の仕方、そのときの担当の考え方でかなり変わってくる可能性もあると思うので、何をどこまで提供いただけるのか、そこを再度御確認いただくと非常に議論がしやすい。

○座長 なかなか難しいところもあるかと思うが、事務局と外務省等とで改めて確認をしていく。その上で進めていきたいと思うのでよろしく願いたい。

○委員 この3番の応急対応範囲だが、今、ここでは、まずその範囲を決めようということが先行すると思うが、今の情報、その辺のところでは範囲がまた変わってくるのかとは思いますが、あるいは原子力規制委員会の方で設定している指針に基づけば、このPAZあるいはUPZの中では時系列的にどういう準備をして、どういうふう避難をする、あるいは屋内退避をするという、その辺の時系列が決まっているので、その辺を踏襲するのか。踏襲とするならば、例えばPAZ内の住民には、現在は安定ヨウ素剤を事前に配布しておくという仕組みになっているので、そういったところも、次の論点になるかとは思いますが、重要なことだと思っている。

○座長 これも論点3に関連して、現行のマニュアルにさらに追加で詳細にどこまで書けるかという話だというふうに理解をさせていただく。

○内閣府（原防） 事故が起きたときに政府として対応するときに、我々の原子力防災のリソースをうまく内閣府全体として活用するという観点があるのかなと思う。人や、立地の条件によるので沖縄はちょっと難しいかもしれないが、横須賀であればオフサイトセンターとか、商業炉とか原子力施設の事故のために用意したリソースを全体としてうまく使うという視点があってこの委員会に参加を求められているのだと思っており、その辺もマニュアルの方に書き込んでいけるよう、引き続き具体的に検討させていただければと思う。

○座長 対応がより充実する方向になっていく観点で願いたい。この論点に関する話については、第1回目であり、進行する中でもし追加であれば引き続きいただくこととして、とりあえず全体的な論点に関する御議論は、今日の段階では以上とさせていただく。いただいた御意見等を踏まえて、今後、論点についてもより充実させて、検討を進めていきたいと思う。

それでは、事務局から提案させていただいた論点の補足の資料4について、1に関しては先ほど既に議論が終わって結論が出たわけだが、論点の2に関して議論に入っていきたい。

中身に関しては先ほど事務局から説明させていただいたが、この議論に入ってい

く前に、関連が深い、現在の通報体制の関係について、外務省から御説明をいただきたい。

○外務省 簡単に今の米側からの通報体制について御説明申し上げます。

先ほど、配付資料として参考資料3があったが、米側からはこれまで文書の形で、日本に寄港している原子力艦の原子炉に係る事故が発生した場合には、直ちに我が国政府に通報するということを保証してきている。

日本に寄港している原子力艦の原子炉に係る事故等公共の安全または環境に影響を及ぼす可能性のある在日米軍に係る事件・事故が発生した際の日本政府側に対する通報体制については日米の間で合意があり、具体的には日米地位協定の下で設けられている日米合同委員会の合意に基づいて決まっている。

それは、具体的には中央政府レベルでは米側、具体的には在京米国大使館から直ちに外務省に対して通報がなされるということで、それを受けて外務省から内閣府を含む関係省庁に対して通報がなされるということが想定されている。また、現地レベルでも米側、具体的には当該事件・事故に責任を有する、またはそれを察知した司令官から関係の地方防衛局に対して通報がなされるということが想定されていて、米側からは情報を受けた後、外務省、防衛省、地方防衛局の間で至急相互に情報を確認するということを想定している。

また、地方防衛局が外務省よりも先に通報を受けた場合には、先ほどの日米合同委員会合意に基づけば、その通報の内容は原則的には防衛省を経由して外務省に伝達されて、外務省から官邸及び関係省庁に通報が行われるということになっている。ただし、この日米間の合意というものは、ほかのいかなる伝達手段をも代替し、取り消すものではないということで、中央防災会議作成の現行のマニュアルでは、原子力災害発生時の緊急性に鑑みて、地方防衛局が外務省より先に米側から通報を受けた場合には、防衛省を経由して、防衛省から官邸、外務省、内閣府といった関係省庁に対して通報がなされるということも想定しているということになっていると承知している。

○事務局 事務局から外国政府とのやりとりについて補足する。

先ほど委員から何を聞くのかという話があったが、参考資料1のマニュアル本体の31ページ、「1. 外国政府への要請」をご覧いただきたい。

まず「(1) 災害応急対策を実施するうえで必要とされる情報の提供要請」である。「要請項目」として、こちらの四角の中にあるとおり、事故の発生場所、時刻、事故の概要。これは原因や放射性物質の漏えいの有無、さらに原子炉の状態、現場の状況、汚染を伴うかどうかも含めた傷病者の存在、それと対策の現状、敷地内ではどのような防護対策を実施しているのか、今後の予測といったところを要請しようということをマニュアル上は定めている。

現行マニュアルに基づいて、今ほど外務省から説明のあった通報があれば、直ちにこういったことについて情報提供を要請していく。

○座長 論点2に関して、この原子力艦についても通報については明記すべきではな

いかという話に関しては、このマニュアルの3ページと4ページの関係の部分での明確化という理解でよろしいか

○事務局 マニュアルの冒頭、3ページ目、4ページ目に、外務省なり地方防衛局、防衛省が連絡を受けた場合にどうするかということを書いているが、そこは米国政府から通報があるということをはっきり書いておくべきではないかという問題意識である。

○座長 そういった通報主体、米国ということを確認に書いた方がいいのではないかという論点だが、これに関して御意見をいただきたい。

○委員 先ほど私が質問した具体的な項目については、確かにマニュアルに具体的な項目があるが、このマニュアルの概要の資料3で「①外国政府に対する情報提供等の要請」という活動事項は、非常災害対策本部が設置された後の項目になっている。

先ほど質問したのは、警戒体制、つまり通報レベルを超えた時点での話は、今の実質的なマニュアルの3、4ページに、先ほど外務省から御説明のあったように、実施本体、つまり米軍から何か異常事態が起こったと、向こうが積極的に外務省あるいは防衛局を通じて通報するスキームがここに書いてあるわけだが、そうではなくて、5 μ Sv/h、新しく設定したような通報レベルを本当に超えてしまったということが日本側でわかる前に、向こうから通報がない場合に、こちら側が通報レベルを超えたときに米軍に要請するというスキームはあるか。

○事務局 ちょっと前後関係がわかりにくいですが、マニュアル本体、参考資料1の5ページをご覧ください。

この「2. 関係省庁等における情報収集及び情報伝達」という項目があり、まず(1)で1. の通報の(1)から(4)。これは資料3で言うと①～④であるが、外務省に通報があった場合、また、通報基準に達した場合、直ちに情報収集を各省庁一体となって行っていこうということを書いている。それを内閣府の防災担当で集約する。

具体的に、7ページをご覧くださいと、「主な情報集約項目例」があり、例えば1番目で、原子力艦自体についての情報。(1)の外務省。これは①のように、通報があった場合はもちろん、もしくは通報がなかった場合に瞬間的に5 μ Sv/hを検出するといった場合に、外務省から外国政府に要請をして、情報を集めていく。もちろん、モニタリング値についてはモニタリングの内容分析なども含めてやっていくということである。参考資料1の31ページでは、非常本部等が行う災害応急対策のためという表現であるが、私どものマニュアルの理解としては、通報があった場合、また通報がなくてモニタリング値が通報基準に達した場合、要は緊急事態の判断基準に達する前の段階で、こういう情報収集は行っていくものである。

○委員 今の説明は、この7ページの別添の1. の(1)の外務省の、原子力艦の規模等に関する情報及び外国政府から入手した情報等。ここで読むということか。

○事務局 はい。

○委員 わかりました。

○座長 今度、また中身の表現を固めていく際に、そういった点も含めて明確化していく部分も大事ではないかと思う。

○委員 通報の主体者が何なのかということについては、もう議論の余地はなく、やはりその所有者である米軍、アメリカ政府である、そういうことだと思う。できるだけ速やかに事故の内容を我々に告知いただく。それはまず第一である。

資料4の論点2の3行目に、事業者からの通報というふうに書いてあるが、これは非常に中身が複雑多岐にわたっている。要するに、事業者はその状況を、異常事態を察知すると、当然ながら異常事態のマニュアルを展開して、その対策を行う。それは非常に今、厳密に準備されている。すなわち、その事故がどういうタイプのものであるかとか、どのぐらいの事象進展速度であるのか。そういうことはかなり早期の段階で把握できる。

なので、通報主体も大事だが、その通報をしてもらう中身を、こういうものを教えてほしい。そういった具体的な条件を申し上げて、それで交渉するなり、お願いするなり、そういう具体的な対策をやるということが重要ではないかと思う。

○委員 先ほど申し上げたとおり、外国政府が当然、お互いの信頼性に基づいて適切に通報等をしていただけるものとしながらもということだが、むしろこういった事故というものは初期の段階でどう検知するかだと思うので、先ほど規制庁の方から説明のあったモニタリング体制、平常時で少し異常かなというものが検知された段階での対応を、ここで少し日本側が独自に、もう少し適切に記載できたらという気がしている。

それをもって逆に交渉する、問い合わせることによって、向こうからもちろん通報してもらうのは当たり前のことだが、それはそれとして、こちらからもう少し積極的に問い合わせる。寄港しているときは必ず規制庁の予算でモニタリングをやっているのだから、そこを少し適切な形で盛り込むことができるという感じがしている。

○座長 検出された場合の日本側からの問い合わせの中身を明確化すべきではないかというお話であった。

○委員 先ほど委員からの質問で、規制庁から核種分析、水採集の話があったが、これは今の意見とも関連するが、寄港時にはいわゆるモニタリングポスト、放射線だけであって、ダストサンプリングをやって核種分析をするような、手間はかかるがそういうことは想定していないか。

○規制庁 警報値を超えるような場合には、可搬型のヨウ素サンプラーなどを持ち込んで、大気を吸引して、それを核種分析するということになる。

○委員 わかりました。

○委員 私もその点がやはり気になっていて、発電用原子炉と同じような構造でアイソトープ核種が出てくるのかどうかがいま一つわからない。原子力災害に対するときには、ある程度knownの核種だが、核テロとか、あるいはCBRNEではunknownから始めるので、原子力艦の事故の初動体制もunknownから始めるべきかどうかが大事になってくる。いかにスピーディーに核種分析までが行われて、その情報が上がってく

るかは非常にポイントではないかなと思う。

○座長 論点2そのものに関しては、通報主体の明確化といったことについて、恐らく御異論はないのだろうと思うので、具体的にどう明確化するかなども含めて、事務局の方でこの点については、次の回で案を出していただきたい。

また、論点2に関連して、今、さらに追加で幾つか関連する御意見、御質問をいただいた。その点について、出せるものは次回の論点としてまた示すことになっていくと考えてよいか。

○事務局 はい。

○座長 論点2については、そういう形で次回も含めてさらに議論を深めていきたい。それから、今日の資料4の論点1～3について、1は終わったが2、3、それから、追加すべき論点を含めて、もう一度事務局から提示をして、次回お示ししていきたい。また改めて、そのペーパーについても必要があれば御意見をいただきたい。

論点3については準備等が必要であり、本日時間が早いですが、今日の委員会は、ここで終了したい。

次の第2回は、今申し上げたように、論点の整理、論点2に関する事務局からの提示、また、関係自治体から地元の対応体制等についてヒアリングも行っていきたいと考えている。少し盛りだくさんになるがよろしくお願ひしたい。

○事務局 第2回の委員会日程は、12月上旬で現在調整中。決定次第御連絡を差し上げる。本日の議事については、議事概要を作成し、皆様に確認していただいた上で内閣府のホームページで公表させていただく。また、この後、本日の委員会の議論の概要について、事務局から記者ブリーフィングを行う。

(閉会)